明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○国際移住機関憲章の改正（三）　一
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　四
〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令
（内閣府・総務六）　六
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
（内閣府・財務・経済産業四）　七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　九
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
（内閣府・農林水産五）　一四
〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五三）　一七
〔告　示〕
○国際移住機関憲章の改正の効力発生に関する件（外務二五三）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
平成二十九事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二四
会社その他
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇**国際移住機関憲章の改正**（条約第三号）（外務省）

この改正は、国際移住機関（以下「機関」という。）の組織を強化し及び機関における意思決定方式を簡素化することを目的として、執行委員会の廃止、国際移住機関憲章（以下「憲章」という。）の改正手続の変更等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　新たに機関の加盟国となる際の条件として、当該国によりその「憲法上の手続に従って」憲章が受諾されることを追加する。（第二条関係）

2　分担金の支払が延滞している加盟国は、未払の額が当該年度に先立つ二年間の分担金の額以上となる場合には、その延滞について理事会が通報を受けた後一年で、一定の要件に従い投票権を失う。（第四条関係）

3　事務局長及び事務次長の再選を一回に制限する。（第一八条関係）

4　憲章の根本的な変更又は加盟国に対する新たな義務を伴う改正は、理事会の構成国の三分の二によって採択され、かつ、加盟国の三分の二により各自の憲法上の手続に従って受諾された時に効力を生ずる。これら以外の改正は、理事会の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。（第三〇条関係）

5　執行委員会を廃止する。（第五章関係）

条　約

国際移住機関憲章の改正をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三号

国際移住機関憲章の改正

国際移住機関憲章の一部を次のように改正する。

第二条(a)中「第三十四条」を「第二十九条」に、「第三十五条」を「第三十条」に改め、同条(b)を次のように改める。

(b)　(a)に規定する国以外の国であって、人の移動の自由の原則に関心を示し、かつ、少なくとも機関の管理上の経費に係る分担金（その率は、理事会及び当該国が合意する。）の支払を約束するもの。ただし、理事会の三分の二以上の多数による議決があること及び当該国によりその憲法上の手続に従ってこの憲章が受諾されることを条件とする。

第四条1を次のように改める。

1　機関に対する分担金の支払が延滞している加盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、投票権を失う。この場合において、投票権の喪失は、当該加盟国が投票権を失う程度の額まで支払を延滞していることにつき理事会が通報を受けた後一年で、当該加盟国が投票権を失う程度の額の支払を依然として延滞している場合に限り、効力を生ずる。ただし、理事会は、支払の不履行が当該加盟国にとってやむを得ない事情によるものであると認める場合には、単純多数による議決で当該加盟国の投票権を維持し又は回復することができる。

第五条中(b)を削り、(c)を(b)とする。

第六条(a)及び(b)を次のように改める。

(a)　機関の政策、計画及び活動を決定し、検討し及び審査すること。

(b)　補助機関の報告を審査し並びにその活動を承認し及び監督すること。